

#### 4 サービスの内容

##### (全体の方針)

運営に関する方針	<p>本事業所では、自立した生活が困難になった入居者に対して、その心身の特性を踏まえ、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うこととする。又、入居者が尊厳ある自立した日常生活を営むことができるように、食事、入浴、排泄等の日常生活場面での世話や機能訓練などの介護、その他必要な援助を適切に行うものとし、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>事業に当っては、事業所所在地の市町村、介護施設、協力医療機関に加え、他の事業者、保健医療・福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。</p>	
サービスの提供内容に関する特色	<p>本事業所では、おひとりおひとりの生活、想いを大切に、それぞれのニーズに基づいたオーダーメイドケアを個別プランに基づき提供いたします。</p>	
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	委託	ミストラルHD株式会社
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施	
健康管理の支援（供与）	自ら実施	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
	提供内容	
	サ高住の場合、常駐する者	
健康診断の定期検診	委託	協力医療機関（往診医）
	提供方法	年2回健康診断の機会付与
利用者の個別的な選択によるサービス	※別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）が提供するサービスの一覧表）	
虐待防止	<p>①虐待防止に関する責任者は、管理者の兎子尾建作です。          ②従業員に対し、虐待防止研修を実施している。          ③入居者及び家族等に苦情解決体制を整備している。          ④職員会議で定期的に虐待防止のための啓発・周知等を行っている。          ⑤職員から虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。</p>	
身体的拘束	<p>①身体拘束は原則禁止としており、三原則（切迫性・非代替性・一時性）に照らし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入居者の身体状況に応じて、その方法・期間（最長で1ヶ月）を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録する。          ②経過観察及び記録をする。          ③3ヶ月に1回以上、身体拘束廃止委員会を開催し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組む。</p>	

(介護サービスの内容)

<p>特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画等の作成</p>	<p>1. 計画作成担当者は、指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービス提供時の留意点、サービス提供期間等を記載した特定施設・介護予防特定施設サービス計画を作成する。                  2. 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した特定施設・介護予防特定施設サービス計画について、利用者又はその家族に対して、その内容について説明し、同意を得たうえで交付するものとする。                  3. 特定施設・介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、利用者の状況に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて特定施設・介護予防特定施設サービス計画の変更を行うものとする。</p>	
<p>日常生活上の世話</p>	<p>食事の提供及び介助</p>	<p>食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行うものとする。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行うものとする。</p>
	<p>入浴の提供及び介助</p>	<p>自ら入浴が困難な利用者に対し、1週間に2回以上、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行うものとする。</p>
	<p>排泄介助</p>	<p>介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、排泄の介助やおむつ交換を行うものとする。</p>
	<p>更衣介助</p>	<p>介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行うものとする。</p>
	<p>移動・移乗介助</p>	<p>あり 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行うものとする。</p>
	<p>服薬介助</p>	<p>あり 介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の手伝い、服薬の確認を行うものとする。</p>
<p>機能訓練</p>	<p>日常生活動作を通じた訓練</p>	<p>利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行うものとする。</p>
	<p>レクリエーションを通じた訓練</p>	<p>利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行うものとする。</p>
	<p>器具等を使用した訓練</p>	<p>あり 利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行うものとする。</p>
<p>その他</p>	<p>創作活動など</p>	<p>あり 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供するものとする。</p>
	<p>健康管理</p>	<p>常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じるものとする。</p>
<p>施設の利用に当たっての留意事項</p>	<p>① 入居者は、外出（短時間のものは除く。）又は外泊しようとするときは、その都度外出外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを管理者に届け出なければならない。                  ② 従業者は、入居者が外来者と面会しようとするときに、外来者の身元確認をする場合がある。                  ③ 入居者は、努めて健康に留意するものとし、事業所で行う健康診断は、特別な理由がないかぎりこれを行う。                  ④ 入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力しなければならない。                  ⑤ 入居者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。</p>	

<p>その他運営に関する重要事項</p>	<p>1. 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。</p> <p>① 入居者以外の第三者に対して、居室の全部又は一部を利用させる行為</p> <p>② 入居者以外の第三者を居室に居住させる行為</p> <p>③ 事前に事業者の承諾を得ることなく、入居者以外の第三者を居室に宿泊させる行為</p> <p>④ 管理規程及び運営規程に違反する行為</p> <p>⑤ 介護サービス計画に含まれていないサービスを要求する行為</p> <p>⑥ 他の入居者の生活や事業者による他の利用者に対するサービスの提供に悪影響を及ぼす行為</p> <p>⑦ 他の入居者又は事業者の従業員の心身・生命に危害を及ぼす行為及び危害を及ぼすと威勢を示す言動</p> <p>⑧ 当施設又は当施設の周辺において、粗野、乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、他の入居者、付近の住民、通行人又は事業者の従業員に不安を覚えさせる行為</p> <p>⑨ 共同生活の秩序を乱し、他の入居者又は事業者の従業員に迷惑をかける行為及び当施設の健全な運営に支障をきたす行為</p> <p>⑩ 指定された場所以外で喫煙又は火気を用いる行為</p> <p>2. 入居者は、故意又は過失によって施設（設備及び備品）に損害を与え、又は無断で備品形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は原状に回復しなければならない。</p>	
<p>短期利用特定施設入居者生活介護の提供</p>	<p>なし</p>	
<p>特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無</p>	<p>身体拘束廃止未実施減算</p>	<p>なし</p>
	<p>入居継続支援加算</p>	<p>なし</p>
	<p>生活機能向上加算</p>	<p>なし</p>
	<p>個別機能訓練加算</p>	<p>なし</p>
	<p>夜間看護体制加算</p>	<p>あり</p>
	<p>若年性認知症入居者受入加算</p>	<p>あり</p>
	<p>医療機関連携加算</p>	<p>あり</p>
	<p>口腔衛生管理体制加算</p>	<p>なし</p>
	<p>栄養スクリーニング加算</p>	<p>なし</p>
	<p>退院・退所時連携加算</p>	<p>なし</p>
	<p>看取り介護加算</p>	<p>なし</p>
	<p>認知症専門ケア加算</p>	<p>なし</p>
	<p>サービス提供体制強化加算</p>	<p>(Ⅱ) あり</p>
	<p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>(Ⅰ) あり</p>
	<p>特定介護職員処遇改善加算</p>	<p>(Ⅱ) あり</p>
<p>人員配置が手厚い介護サービスの実施</p>	<p>なし</p>	<p>(介護・看護職員の配置率)</p> <p>3 : 1 以上</p>

(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
連携内容	

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	その他	
	その他の場合：	救急車の手配、入退院の付き添いや通院は家族遠方、夜間帯は相談
協力医療機関	名称	医療法人JMC会未咲クリニック
	住所	大阪府豊中市豊南町西3丁目20番1号
	診療科目	内科
	協力内容	訪問診療、急変時の対応
		その他の場合：
	名称	医療法人秋桜会 秋桜会クリニック
	住所	大阪府大阪市都島区本通5丁目14番11号
	診療科目	内科・循環器科・リハビリテーション科
	協力内容	訪問診療、急変時の対応
		その他の場合：
	名称	社会福祉法人恩賜財団 大阪府済生会中津病院
	住所	大阪府大阪市北区芝田2丁目10-39
	診療科目	総合病院
	協力内容	その他
その他の場合：入院及び救急の受入れ		
名称	わたなべクリニック	
住所	大阪府吹田市青葉丘南6-9	
診療科目	内科・精神科・皮膚科	
協力内容	訪問診療	
	その他の場合：	
協力歯科医療機関	名称	医療法人孝陽会 戸谷歯科クリニック
	住所	大阪府大阪市北区中津2丁目3-10
	協力内容	訪問診療
		その他の場合：
	名称	
	住所	
協力内容	訪問診療	
	その他の場合：	

**(入居後に居室を住み替える場合)【住み替えを行っていない場合は省略】**

入居後に居室を住み替える場合	介護居室へ移る場合		
	その他の場合：		
判断基準の内容	都合により、同一ホーム内での介護居室から他の介護居室への変更は可能		
手続の内容	居室変更確認書の締結		
追加的費用の有無	なし	追加費用	
居室利用権の取扱い	居室利用権の取扱い 特になし		
前払金償却の調整の有無	なし	調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	なし	変更の内容
	便所の変更	なし	変更の内容
	浴室の変更	なし	変更の内容
	洗面所の変更	なし	変更の内容
	台所の変更	なし	変更の内容
	その他の変更	なし	変更の内容

**(入居に関する要件)**

入居対象となる者	要支援、要介護	(65歳以上の方、または要介護状態の原因が介護保険で指定する特定疾病である40～64歳の方)
留意事項	<p>利用者、身元保証人、利用者の家族その他利用者の関係者は、当ホームの利用に当たり、次の各号の掲げる行為を行うことはできない。</p> <p>① 利用者以外の第三者に対して、居室の全部又は一部を利用させる行為</p> <p>② 利用者以外の第三者を居室に居住させる行為</p> <p>③ 事前に事業所の承諾を得ることなく、利用者以外の第三者を居室に宿泊させる行為</p> <p>④ 第2条第4項に定める管理規程及び運営規程に違反する行為</p> <p>⑤ 介護サービス計画に含まれていないサービスを要求する行為</p> <p>⑥ 他の入居者の生活や事業所による他の利用者に対するサービスの提供に悪影響を及ぼす行為</p> <p>⑦ 他の入居者又は事業所の従業員の心身・生命に危害を及ぼす行為及び危害を及ぼすと威勢を示す言動</p> <p>⑧ 当ホーム又は当ホームの周辺において、粗野、乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、他の入居者、付近の住民、通行人又は事業所の従業員に不安を覚えさせる行為</p> <p>⑨ 共同生活の秩序を乱し、他の入居者又は事業所の従業員に迷惑をかける行為及び当ホームの健全な運営に支障をきたす行為</p>	
契約の解除の内容	<p>1. 利用者は、退去予定日が属する月の前月の末日までに、事業所が定める退去届を事業所に提出し、その退去届に記載された退去予定日をもって、本契約を解除することができる。</p> <p>2. 前項に定める日までに退去届を提出せずに本契約を解除する場合は、利用者は、事業所に違約金として1か月分の家賃及び管理費を支払うものとする。</p> <p>3. 利用者が第4条第1項に定める入居日より前に契約解除する場合、利用者は、前項の違約金の支払いを要しない。</p>	

事業主体から解約を求める場合	解約条項		<p>事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、本契約を解除することができる。</p> <p>① 入院又は外泊が連続して2か月を超える場合、又はそれが予想される場合で、復帰の目途が立たないとき。ただし、退去後に利用者が復帰を希望する場合、事業所は、他のホームへの入居も含めてその実現に努めるものとする。</p> <p>② 基本利用料、又はその他利用料の支払いを2か月以上怠り、事業所が催告をしたにもかかわらず、その支払いがなされないとき</p> <p>③ 不正の手段によって入居したとき</p> <p>④ 提出書類等で虚偽の申告があったとき</p> <p>⑤ 介護保険の認定更新において、自立と認定されたとき</p> <p>⑥ 常時医療行為が必要となる等、利用者の身体状況が事業所の介護の範囲を超えたとき。ただし、この場合は、医師の意見を聴き、一定の観察期間を経た上で、事業所が判断するものとする。</p> <p>⑦ <b>留意事項</b>に違反し、事業所が催告したにもかかわらず、これを是正しないとき。</p> <p>⑧ その他、利用者、身元保証人、利用者の家族その他利用者の関係者が、事業所の従業員又は他の入居者に対して社会通念上許容できない行為を行い、事業所との信頼関係を著しく害したと事業所が判断したとき。</p>
	解約予告期間		なし
入居者からの解約予告期間	1ヶ月		(退去予定日が属する月の前月の末日)
体験入居	あり	内容	空き室がある場合のみ3日間可能。1泊10000円(税抜き)の負担。
入居定員	55人		
その他			